

(別記)

令和4年度 豊前市水田農業推進協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市の農業は、水稻を中心に畜産、野菜、果樹、花きなどが栽培されているが、農業粗生産額及び生産農業所得ともに減少している。麦・大豆は、主に基盤整備完了地区において、生産組織により栽培されている。

農地流動化の状況は、基盤整備完了地区を中心に利用権設定や農作業受委託が活発化し、担い手の農地利用集積率は約4割となっている。

今後の水田農業の振興策として、生産基盤の整備を計画的に推進し、農用地の効率的利用や流動化を促進するとともに、水田農業の担い手として、地域の実情に応じ認定農業者・意欲ある女性や高齢者・新規就農者・集落営農組織など多様な担い手の育成を図り、水稻は需要にあつた売れる米づくりを推進、転作作物として麦・大豆を基幹に野菜、果樹、花きなどの高収益型園芸作物の生産振興と作物の十分な収益確保のため、販売に供する作付けを行うことで環境と調和の取れた農業生産活動の推進を図ることが重要となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物などの付加価値の向上などによる収益力強化に向けた産地としての取り組み方針・目標

本市の圃場は未整備田が多く、それらが耕作放棄地となるという問題がある。

耕作放棄地を増加させない様、担い手等に農地を集約し、畑作物を生産して水田のフル活用に努め、収益力強化を図る。

担い手に集約することで戦略作物と主食用水稻、飼料用米、WCSのブロックローテーションを効率的に実施する。

付加価値の高い多品目の野菜の栽培を行い需要と市場価格に応じた出荷を行うことで農家の所得安定を図る。

また、次年度以降ブランド作物の対象を増やすことを検討し、多品目栽培を可能とする環境づくりを推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取り組み方針・目標

京築地区は福岡県下でも水稻作付が多い地区で、本市においても同様に水稻作付が盛んである。

そのため、農家収入の基本となる部分は水稻によるもので、畑作物の収入は基本収入に付随している状況である。また、地域では水稻と畑作物のブロックローテーションを行っているため、水田の有効利用という観点においては主食用水稻または飼料用米やWCSと畑作物を組み合わせた作付けが適していると考えられる。

また、水張を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田が無いか現地確認の際に確認したが、本市の多くの農場は担い手に集約して作物のブロックローテーションを行っているため、ほとんどの水田において水張を実施していた。そのため今後も農地の集約を進め、戦略作物と主食用水稻、飼料用米又はWCSとのローテーションでの水田活用を実施し、当市の水田の有効利用を推進する。

ただし、茶、果樹、園芸作物等のブロックローテーションを実施しない農場については現地確認といった農家の直接対話の際に畑地化への検討を進言し、畑地化取組を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

需要に応じた販売計画をもとに、地域にあった品種誘導を行い、それぞれの地域特色を活かし消費者から求められる米作りを推進する。栽培履歴の整備を徹底し、おいしくて・安全・安心な米の供給体制を構築する。環境と調和のとれた農業生産活動を推進する。

担い手の経営規模拡大や生産組織・受託組織の育成と強化、カントリー・育苗センターの利用促進などにより、生産コストの低減と生産性の向上を図る。

(2) 備蓄米

主食用米と同じ機械で取り組める転作作物として取組を行っており、水田維持の上でも重要な取組であることから、現行の面積を維持していく。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、転作作物の一つとして、飼料用米を位置づけ産地交付金を活用して多品種の導入を推進し収量向上を図る。地域での集積化を進めるなどの生産コスト低減による収益性の向上を図りつつ、産地交付金における生産性の向上支援を行い、拡大を図っていく。また、耕畜連携の推進を図る。

エ WCS用稻

生産性の高い畜産農家を中心に自給粗飼料の確保の観点から、作付が拡大しつつある。今後も需要に応じた生産確保に努め、産地交付金においての支援を行う中で集積化を図りながら、WCS用稻の作付面積の拡大を図る。また、耕畜連携の推進を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

土地利用型農業を行う上で重要な品目であり、水稻及び大豆等を含めた総合的な土地利用体系のもとで作付を行う。

関係機関との協力のもと実需者の求める品種への誘導を図り、麦の作付面積の拡大については、産地交付金による支援を行い、契約数量の達成を目標に高品質かつ商品性の高い麦の安定生産を推進する。

イ 大豆

土地利用型農業を行う上で、土地を高度利用するためには重要な品目であることから、麦、水稻等との組み合わせによる輪作体系を確立する。

集落営農組織を中心に機械化一貫体系の導入を図り、産地交付金による支援を行い、大豆の作付面積の拡大を図り、高品質安定栽培を推進する。

(5) そば

気候や自然条件により麦・大豆の栽培が困難な地域を中心にそばの生産振興を図り、産地交付金において作付支援を行いながら集積化を図り、作付面積の拡大を図る。

(6) 高収益作物

ア 野菜

野菜については、レタス、ブロッコリー、スイートコーン、タカナおよびベビーリーフに対しての振興を図るために、産地交付金による作付拡大の支援を行いながら、他の振興作物を含めた中での作付面積の拡大を図り、計画的に生産の拡大を図る。

イ 花き

花きについては、シンテッポウユリ、トルコキキョウ、ホオズキ、露地キク等の生産が盛んであり、多様化する流通、消費形態の変化に対応できるよう一層の産地づくりの強化を図る。また、今後、生産の拡大が期待される品目や新規品目についても関係機関が連携し、産地交付金による支援を行なながら産地化を進めていく。

ウ 果樹

果樹については、いちじく・ゆず等の生産が盛んであり、新規参入による産地拡大を図るとともに安全性を重点とした高品質な果樹生産を産地交付金による支援を行い推進する。また、今後、生産の拡大が期待される品目や新規品目についても関係機関が連携し、産地化を進めていく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等
		うち 二毛作	うち 二毛作	
主食用米	752.6		820.6	808.0
備蓄米	3.0		3.0	3.1
飼料用米	39.6		40.0	41.0
WCS用稻	11.4		11.5	11.5
麦	265.2	118.8	265.0	260.0
大豆	105.2	91.4	105.5	108.0
そば	7.4		7.5	7.6
高収益作物	60.6		60.5	61.0
・野菜	57.9		58.0	58.0
・花き・花木	2.2		2.0	2.5
・果樹	0.5		0.5	0.5
その他	0.3		0.3	0.3
・きのこ類	0.3		0.3	0.3
畠地化			0.0	0.3

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)		目標値
				(令和3年度)	(令和5年度)	
1	麦、大豆、飼料用米、WCS用稻、そば	集積化助成(基幹)	作付拡大 集積割合	192.5 ha 43.0%	200 ha 48.0%	
2	麦	麦二毛作助成	作付拡大	(令和3年度) 118.8 ha	(令和5年度) 145 ha	
3	大豆	大豆二毛作助成	作付拡大	(令和3年度) 91.3 ha	(令和5年度) (80) 90 ha	
4	WCS用稻、飼料作物	資源循環(耕畜連携)	作付拡大	(令和3年度) 5.2 ha	(令和5年度) 6.3 ha	
5	レタス、ブロッコリー、スイートコーン、タカラ、ベビーリーフ	ブランド作物の作付け取組(基幹)	作付拡大	(令和3年度) 32.3 ha	(令和5年度) (31) 35 ha	
6	野菜、果樹、花き・花木	振興作物助成(基幹)	作付拡大	(令和3年度) 28.1 ha	(令和5年度) (26) 28 ha	
7	飼料用米	複数年契約加算(基幹)	複数年契約取組面積 作付拡大	(令和3年度) 39.0 ha	(令和5年度) 57 ha	
8	そば	そば作付取組(基幹)	作付拡大	(令和3年度) 7.4 ha	(令和5年度) 9.4 ha	

※ 必要に応じて、面積に加え、当該取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定して下さい。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福岡県

協議会名:豊前市水田農業推進協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	集積化助成(基幹)	1	5,000	麦、大豆、飼料用米、WCS用稻、そば	戦略作物の全作業面積が3ha以上であること。 利用権設定または、全作業委託により土地利用集積に取り組み、作付けを行っていること。
2	麦二毛作助成	2	7,000	麦	主食用米又は戦略作物との組み合わせによる作付けであること
3	大豆二毛作助成	2	14,000	大豆	主食用米又は戦略作物との組み合わせによる作付けであること
4	資源循環(耕畜連携)	3	10,000	WCS用稻、飼料作物	当該年度における堆肥散布の取組みであること。 散布される堆肥が、利用供給協定書に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排泄物から生産されたものであること。
5	ブランド作物の作付け取組(基幹)	1	15,000	レタス、ブロッコリー、スイートコーン、タカナ、ベビーリーフ	対象作物について、通常の肥培管理・出荷販売を行うこと
6	振興作物助成(基幹)	1	10,000	野菜、果樹、花き・花木	対象作物について、通常の肥培管理・出荷販売を行うこと。 果樹及び花について、新規後5年目までに対して助成する。 その他作物については、直営所出荷等有利販売を行うこと。
7	複数年契約加算(基幹)	1	6,000	飼料用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。
8	そば作付け取組(基幹)	1	20,000	そば	販売を目的とした、そばの作付け面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。